

1 0 年 保 存
機 密 性 2
令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 15 年 3 月 31 日まで

基補発 0118 第 3 号
令和 5 年 1 月 18 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の
労災認定実務要領の一部改正について

血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の
労災認定に当たっては、令和 3 年 10 月 27 日付け基補発 1027 第 1 号「血管病変等を
著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災認定実務要
領について」により迅速・適正な事務処理を図ってきたところであるが、今般、
労働基準法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 6 号）が令
和 5 年 1 月 18 日に公布され、同日施行されたことに伴い、標記要領を別紙新旧対
照表のとおり改正したことから、これに基づき適切に対応されたい。

○「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災認定実務要領」（令和3年10月27日付け基補発1027第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1部 脳・心臓疾患の認定基準の解説</p> <p>はじめに（略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 対象疾病</p> <p>1（略）</p> <p>（1）「重篤な心不全」の追加 （略） 不整脈によるものも、不整脈によらないものも、「重篤な心不全」であれば、対象疾病となるものである。</p> <p>（2）「大動脈解離」への表記の修正 （略） 本修正は、課長内かん第2の3（2）のとおり、瘤を形成しない大動脈解離も対象疾病であることを明確にする必要があること、臨床的にも現在は解離性大動脈瘤の場合を含めて大動脈解離の診断名が付されることが多いこと、ICD-10の表記が「大動脈の解離」となっていることによるものである。</p>	<p>第1部 脳・心臓疾患の認定基準の解説</p> <p>はじめに（略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 対象疾病</p> <p>1（略）</p> <p>（1）「重篤な心不全」の追加 （略） 不整脈によるものも、不整脈によらないものも、「重篤な心不全」であれば、対象疾病となるものである。<u>なお、当該疾病は当面の間、労働基準法施行規則別表第1の2（以下「別表第1の2」という。）第11号に規定する疾病として取り扱うこと。</u></p> <p>（2）「大動脈解離」への表記の修正 （略） 本修正は、課長内かん第2の3（2）のとおり、瘤を形成しない大動脈解離も対象疾病であることを明確にする必要があること、臨床的にも現在は解離性大動脈瘤の場合を含めて大動脈解離の診断名が付されることが多いこと、ICD-10の表記が「大動脈の解離」となっていることによるものである。</p>

<p>2～5 (略)</p> <p>第3 認定要件 (略)</p> <p>なお、認定基準第3において、「業務に起因する疾病として取り扱う」とは、別表第1の2第8号に該当する疾病として取り扱うという趣旨である。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第2部～第3部 (略)</p> <p>第4部 事例集 事例1 (略) 事例2 1 総合判断 (略)</p> <p>以上により、本件は、労働基準法施行規則別表第1の2の第8号に該当する疾病として取り扱うことが妥当である。</p>	<p><u>なお、「大動脈解離」は別表第1の2第8号に規定する「解離性大動脈瘤」と同旨であるので、引き続き同号の疾病として取り扱うこと。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>第3 認定要件 (略)</p> <p>なお、認定基準第3において、「業務に起因する疾病として取り扱う」とは、別表第1の2第8号又は第11号に該当する疾病として取り扱うという趣旨である。</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第2部～第3部 (略)</p> <p>第4部 事例集 事例1 (略) 事例2 1 総合判断 (略)</p> <p>以上により、本件は、労働基準法施行規則別表第1の2の第11号に該当する疾病として取り扱うことが妥当である。</p>
--	--

2～7 (略)

事例3～事例14 (略)

第5部 (略)

第6部 関係通達集等

(略)

令和3年9月14日付け基補発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」(令和5年1月18日付け基補発0118第2号による改正後のもの)

第7部 (略)

2～7 (略)

事例3～事例14 (略)

第5部 (略)

第6部 関係通達集等

(略)

令和3年9月14日付け基補発0914第1号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」

第7部 (略)

脳・心臓疾患の労災認定実務要領

令和3年10月
(令和5年1月改正)

厚生労働省労働基準局補償課
職業病認定対策室

脳・心臓疾患の労災認定実務要領

【 目 次 】

第1部	脳・心臓疾患の認定基準の解説	1
第1	基本的な考え方	3
第2	対象疾病	4
1	旧認定基準からの変更点	4
(1)	「重篤な心不全」の追加	4
(2)	「大動脈解離」への表記の修正	5
2	対象疾病の考え方	5
3	心不全の取扱い	6
(1)	疾患名の特定	6
(2)	「重篤な」心不全の判断	7
4	不整脈による突然死等の取扱い	7
5	脳卒中の取扱い	7
第3	認定要件	8
第4	認定要件の具体的判断	9
1	疾患名と発症時期の特定	9
(1)	疾患名の特定	9
(2)	発症時期の特定	10
2	過重負荷（共通事項）	10
(1)	過重負荷とは	10
(2)	脳・心臓疾患が発症に至るまでの概念図	11
(3)	3つの過重負荷の関係性	12
3	長期間の過重業務	13
(1)	疲労の蓄積の考え方	13
(2)	特に過重な業務	14
(3)	評価期間	14
(4)	過重負荷の有無の判断	15
4	短期間の過重業務	39
(1)	特に過重な業務	40
(2)	評価期間	40
(3)	過重負荷の有無の判断	40
5	異常な出来事	43
(1)	異常な出来事	44

(2) 評価期間	45
(3) 過重負荷の有無の判断	45
第5 その他	46
1 基礎疾患を有する者についての考え方	46
2 対象疾病以外の疾病の取扱い	47
(1) 動脈の閉塞又は解離及びその他の疾病	47
(2) 肺塞栓症	48
3 危険因子の評価	48
第6 複数業務要因災害	48
第2部 調査要領	51
第1 請求書の受付と進行管理	53
1 窓口相談等	53
(1) 事前相談	53
(2) 請求書受付	53
2 調査計画の策定	54
第2 調査の実施	55
1 基本的な調査事項	55
(1) 疾患名及び発症時期の特定	55
(2) 長期間の過重業務	56
(3) 短期間の過重業務	56
(4) 異常な出来事	56
(5) 基礎疾患及び危険因子（リスクファクター）の把握	57
2 調査の基本的な留意事項	57
(1) プライバシーの保護	57
(2) 調査事項や調査対象者等の適切な選定	57
(3) 事実認定の重要性	58
3 調査対象者別の調査事項	59
(1) 請求人（当該労働者又は遺族）	59
(2) 事業主、同僚等	59
(3) 主治医	60
(4) 必要に応じてその他関係機関からの収集資料	61
第3 調査結果の分析と評価	62
1 長期間の過重業務	62
(1) 労働時間	62
(2) 労働時間以外の負荷要因	64

2	短期間の過重業務	65
(1)	労働時間	66
(2)	労働時間以外の負荷要因	66
3	異常な出来事	66
(1)	精神的負荷	66
(2)	身体的負荷	67
(3)	作業環境	67
第4	医学意見の収集	67
1	求めるべき医学的意見	67
(1)	主治医意見による判断	67
(2)	専門医意見による判断	68
2	医学意見を求めるに当たっての留意事項	68
(1)	専門医の効果的な活用について	68
(2)	専門医意見を依頼するに当たっての留意事項	68
第5	調査結果の取りまとめ方法	69
第6	複数業務要因災害	69
第3部	様式集	71
	調査復命書の記載説明	73
	労働時間集計表記載例	78
様式1	血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の業務起因性の判断のための調査復命書	79
様式2	申立書	90
様式3	使用者報告書	99
様式4	医学的依頼事項	108
第4部	事例集	111
	事例集(目次)	113
事例1	タンクローリー運転手が発症前2か月間平均で月82時間の時間外労働を行い発症した脳梗塞 (長時間の過重業務：業務上)	115
事例2	海外販売の営業担当が発症前1か月間に82時間の時間外労働を行い、海外出張に伴って休日のない連続勤務、深夜勤務、勤務間インターバルが短い勤務に従事し発症した虚血性心不全 (長期間の過重業務：業務上)	124

事例 3	トラック運転手が発症前 2 か月間平均で月 71 時間の時間外労働を行い、拘束時間の長い勤務、勤務間インターバルが短い勤務、深夜勤務、その他事業場外における移動を伴う業務に従事し発症したくも膜下出血 (長期間の過重業務：業務上) ……………	135
事例 4	居酒屋の店長が発症前 2 か月間平均で月 68 時間の時間外労働を行い、勤務間インターバルが短い勤務、深夜勤務、心理的負荷を伴う業務に従事し発症した急性心筋梗塞 (長期間の過重業務：業務上) ……………	145
事例 5	システムエンジニアが発症直前から前日までの間に特に過度な長時間労働に従事し発症した右脳梗塞 (短期間の過重業務：業務上) ……………	155
事例 6	トラック運転手が発症前 1 週間の労働時間の負荷により発症した不安定狭心症 (短期間の過重業務：業務上) ……………	165
事例 7	企画部長が身体的負荷を伴う業務、寒冷な作業環境などに該当する出張業務に従事し発症した右被殻出血 (短期間の過重業務：業務上) ……………	174
事例 8	配管工事の現場監督が業務でミスをし、その事後対応などで休日のない連続勤務を行い発症した急性心筋梗塞 (短期間の過重業務：業務上) ……………	185
事例 9	セールスドライバーが業務でミスをしたことによりペナルティを受け、炎天下の中、身体的負荷を伴う業務に従事し発症した心停止 (短期間の過重業務：業務上) ……………	195
事例 10	タクシー運転手が生命の危険を感じさせるような対人トラブルにより発症した脳出血 (左被殻出血) (異常な出来事：業務上) ……………	205
事例 11	レストランの案内係が著しい身体的負荷を伴う人力での除雪作業に従事したことにより発症した急性大動脈解離 (異常な出来事：業務上) ……………	212
事例 12	信用金庫の事務課長が著しい身体的負荷を伴う走行を行い発症した高血圧性右視床出血 (異常な出来事：業務上) ……………	219
事例 13	型枠大工が著しい暑熱な作業環境下での業務により発症した急性心筋梗塞 (異常な出来事：業務上) ……………	226
事例 14	施工管理を行う派遣労働者が発症した急性心筋梗塞	

	(業務外) (参考 業務の過重性の評価「総合評価」の記載例) ..	233
第5部	質疑応答集	247
第6部	関係通達等	267
	「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」 (令和3年9月14日付け基発0914第1号)	269
	「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準に係る運用上の留意点について」 (令和3年9月14日付け基補発0914第1号)	283
第7部	脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書等	295
	「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」 (令和3年7月)	297
	脳と心臓の解剖と生理	463